

報道資料

令和3年9月17日

1 件名	「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案)」 に対する意見募集について
2 募集期間	令和3年9月27日(月) から令和3年10月26日(火)
3 資料公表	市ウェブサイト及び市議会ホームページへの掲載、 各総合支所市政情報コーナー・各地域交流センター及び分館・ 市立各図書館・市議会事務局での閲覧
4 内容	<p>山口市議会では、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、誰もが手話を使用しやすい環境を構築していくことで、全ての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現を目指して、手話言語条例の制定を進めています。</p> <p>このたび、「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案)」について、市民の皆様からの意見募集 (パブリック・コメント) を行います。</p> <p>[公表資料]</p> <p>資料1 : 「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案)」についての意見募集要領</p> <p>資料2 : 「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案)」</p> <p>※募集期間、提出先・提出方法などについては、資料1を参照してください。</p>
5 主催者	山口市議会
6 問い合わせ	山口市議会事務局 (〒753-8650 山口市亀山町2番1号) 調査担当 後藤 電話 : 083-934-2854 (内線4110) FAX : 083-934-2658 電子メール : gikai@city.yamaguchi.lg.jp

「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案)」についての意見募集要領

「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案)」について、条例制定に当たっての検討資料とするため、広く市民のみなさんから意見を募集します。

1. 公表資料

「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案)」

2. 周知方法

- (1) 市議会・市ウェブサイト及び市報 (令和3年9月15日号) への掲載
- (2) 市議会事務局・各総合支所市政情報コーナー・地域交流センター及び分館・市立各図書館での閲覧、報道機関への資料提供

3. 意見提出先、提出方法

(1) 提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市議会事務局 調査担当 電話番号: 083-934-2854

(2) 提出方法

意見の提出に決まった様式はありませんが、意見提出にあたっては、住所、氏名、タイトルに「(仮称) 山口市手話言語条例 (素案) への意見」と明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。なお、どの部分に対するご意見なのかの明示をお願いします。

○電子メール: gikai@city.yamaguchi.lg.jp

○FAX: 083-934-2658

○郵送

○持参 (月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

4. 募集期間

令和3年9月27日 (月) ~ 令和3年10月26日 (火)

5. その他

- (1) 提出された意見は条例制定の検討資料とし、検討結果については市議会及び市ウェブサイトで公表します (分かりにくいものや匿名の意見には検討結果を示しません。)。また、提出された個々の意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された内容は、本業務の目的についてのみ使用し、住所、氏名などの個人情報は、山口市個人情報保護条例に基づいて適切に管理し、公表しません。
- (3) その他、具体的な定めのない事項は、山口市パブリック・コメント手続き指針に準じて取り扱います。